

○山本委員長 それでは、時間がまいりましたので、第9回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日の専門小委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点からウェブ会議を併用する形で開催することとしております。

また、冒頭、カメラ撮りを認めることとしております。

本日は、まず、審議項目3に関して、前回の委員会で御議論いただきました「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申（素案）」に対しまして、皆様からいただいた御意見を踏まえまして必要な修正を加えました答申（案）について議論を行い、次に、審議項目1に関して、東京都からヒアリングを行いたいと思っております。

審議の流れにつきましては、資料1「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申（案）」を事務局に用意していただいておりますので、事務局から説明を受け、委員の皆様から御意見・御発言をいただきたいと思っております。

その後、10時15分頃をめどといたしまして、資料2「東京都提出資料」に基づいて、東京都から御発表いただき、委員の皆様から御質問・御意見をいただきたいと思っております。なお、前回の指定都市市長会からのヒアリング概要につきましては、参考資料3として整理していただいておりますので御確認ください。

まず、資料1について事務局から説明をお願いいたします。

田中行政課長、お願いします。

○田中行政課長 それでは、資料1につきまして御説明申し上げます。よろしければ、見え消しバージョンも御用意させていただきますので、そちらも御参照いただきながらお願いいたします。

大きな修正点を中心に御説明させていただきます。2ページ目でございます。「議会における取組の必要性」の中で「多様な人材の参画を前提とした議会運営」についてのくだりではありますが、勤労者等が議会に参画しやすくなるような観点からの取組としまして夜間議会・休日議会を取り上げておりましたが、議員の属性によっては参加しづらい場合もありますので、どこがどのように導入できるかというのは各地域の実情を踏まえた判断の方がよいだろうという議論を踏まえまして、修正させていただいたものでございます。

次のパラグラフ、ハラスメントについては性別を特定するようなニュアンスではない方がいいのではないかというご意見を踏まえまして、もう少し幅広いハラスメントを視野に入れた書きぶりに修正をしているところであります。

2番目の「住民に開かれた議会のための取組」についてであります。2パラのところですが、どちらかという、住民に対して情報発信というニュアンスでデジタル技術の活用について言及しておりましたが、住民との双方向のコミュニケーションや、議会の視察とか研修とかの議会活動も含めてあり得るのではないかという御指摘をいただきましたので、そのようなニュアンスが読めるような書き方にさせていただいております。

3 ページ目、3の「議長の全国的連合組織等との連携・国の支援」であります。ハラスメント防止については、特に自分の団体で起きた事案の解決というのはなかなか難しいのではないかという御指摘もありましたので、福岡県議会の取組を御紹介させていただきましたが、これが管内の市町村議会の事案を含めて相談を受け付ける事例でして、そういう取組とか、さらに広域連携で研修を行っているケースもありますので、そういうものを念頭に置いた書き方に修正をしているところであります。

4 ページ目、なお書きでありまして、多様な人材の参画を実現するための取組を議会に任せるだけでは十分ではないのではないかと、前回の議論ですと、財政的なインセンティブというようなお話もあり、中長期的に考えるとそういうものもあり得るのではないかという御指摘をいただきました。ポイントとしましては、各議会の自主的な取組に委ねるだけでは十分ではない可能性があるということだったと認識をしていますので、そういうニュアンスで、さらに何らかの措置が必要かどうか検討する必要があるのではないかという意見もあると追記をさせていただいたところであります。

第3の「議会の位置付け等の明確化」についてであります。議会の位置付けを書く必要性について、議会の役割の重要性をもう少し追記すべしという御指摘をいただきまして、それも修正をさせていただいたところであります。

第4の「立候補環境の整備」につきまして、5 ページ目であります。特に公務員法制につきまして、今回の地方制度調査会では論点になっていなかったと思いますが、過去の地方制度調査会の議論を踏まえた記述があってもいいのではないかという御指摘がありましたので、それを踏まえまして、公務員の立候補制限や議員との兼職禁止の緩和について、行政の中立性・公平性等の要請にも配慮しつつ、引き続き検討する必要があるということをも最後に追記しているところであります。

それから、第5の「議会のデジタル化」であります。オンライン出席につきまして、2パラであります。委員会のオンラインによる出席の事例は少ないとしていたところでありまして、ここについて人口カバー率で考えた方が適当であるという御指摘をいただきまして、「限定的である」としております。

御参考までに、参考資料2の50ページに資料を追加しております。オンライン委員会の条例等の改正状況と実際の開催状況でありまして、下の方の実際の開催状況を御覧いただきますと、団体数ベースと人口ベースで対比をさせておりまして、都道府県であれば、実際に開催した団体が団体数ベースですと6.4%であります。これが人口ベースになりますと10.8%、同じく市町村について、実際に開催した団体数ベースですと1.8%ですが、人口ベースですと5.6%になるということでもあります。

資料1に戻っていただきまして、6 ページ、同じくオンライン議会の関係でございますが、本会議へのオンライン出席について、オンライン化自体が目的ではないので、何のためにオンライン化して、どういう効果が生まれるのかということをもう少し追記した方がいいという議論だったと思います。幾つか考え方が分かれていたと思いますので、それぞ

れのケースに応じて、どういう効果が期待されるのかということを追記していったものがあります。

最後の7ページであります。「結び」を追記させていただきました。前回、締めを入れた方がいいということで、住民の問題意識でありますとか、あるいは多様な人材の参画が進んでいない状態について、議会だけの問題ではなくて、住民の選択の結果、そうなっているということを書いた方がいいのではないかと御指摘をいただきましたので、2つのパラグラフを入れています。

まず、この議論の全体像としまして、我が国の社会全体において多様な人材の社会への参画を進めるという取組が行われている中で、議会について今回、この調査会で取り上げてきたわけでありまして、この答申を踏まえた取組が期待されるということが1パラ目でございます。

次のパラグラフにおきましては、議会というのは、そもそも「住民自治の根幹であり」まして、「多様な人材が参画し住民に開かれた議会を実現する」というのは、「住民の基本的な役割である」ということでもあります。「住民自身が地域社会のあり方について十分に考えられることが求められ」ていて、「その関心と注視と責任の下で議会が役割を発揮していくことが望まれる」ということにしておりまして、最後はデジタル技術というのは、「そのための効果的な手法になり得る」のだということを書いているものでございます。

御参考までに、参考資料2の66ページに、女性の政策方針決定過程への参画について、第5次の男女共同参画基本計画、2年前の12月に閣議決定されたものであります。これを引用しまして、今の我が国における女性参画の状況についての資料をお付けしております。例えば、ダボス会議のジェンダー・ギャップ指数の日本の状況ですとか、あるいは一番右側であります。管理的職業従事者に占める女性の割合が主要先進国の中で日本が非常に少ないという状況があります。こういうことを踏まえまして、社会のあらゆる分野において2020年までに少なくとも30%になるよう期待するという目標を設定していたのですが、なかなか到達しそうとは言えない状況にあるという現状認識であります。

次のページ以下は、それぞれの分野ごとの実際の状況であります。例えば国家公務員であります。採用試験については今36.8%が女性となっております。本省課室長級ですと5.9%ということでもあります。右の方に行っていただきまして市町村職員であります。例えば市町村職員の本庁課長相当級ですと17.8%という状況であります。

それから、68ページは民間企業であります。民間企業の役職段階に占める女性の割合は課長相当職で11.4%、部長になりますと6.9%という状況であるとか、あるいは右側の地域社会に行きますと、自治会長が現状は6.1%ということでもあります。69ページであります。例えば左側の中段の消防団員ですと3.2%という状況であります。

私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のありました答申案に関しまして、御意見等がございました

らお願いします。いかがでしょうか。

土山委員、お願いします。

○土山委員 結びの文章は大変いい文章だなと思って拝読していたのですがけれども、第2パラグラフの「住民自身の責任において」と書かれているところがございます。せっかくですので、ここに「住民自身の権利と責任において」と書かれるのはいかがでしょうか。

以上でございます。

○山本委員長 第2パラグラフの1行目、住民自身の権利と責任において、権利においてという表現はちょっと変な感じがするのですがけれども、御趣旨としてはどういう意味なのでしょう。

○土山委員 住民と議会との関わりのところについて、まず、1行目で「責任において」と書かれていて、その後、3行目のところで「住民の基本的な役割である」と書かれていて、それから、5行目の後半、「その関心と注視と責任のもとで」と書かれていて、責任と役割と関心と注視というのが書かれているのですがけれども、そこには権利という部分がどこかに入る方がふさわしいのではないかなと思ひまして、権利と責任という言い方がセットでおかれるとよいと思ひまして、1行目に入れたらどうかと考えた次第でございます。

○山本委員長 御趣旨は理解いたしました。ちょっと表現を考えなくてはいけないのですが。

○土山委員 細かな書きぶりのところですので、御検討していただければということで、私の方はそれで結構です。

○山本委員長 分かりました。

ほかにございますでしょうか。

宍戸先生、お願いします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。今、土山委員がおっしゃられたことは私も憲法の研究者としてもっともだなど思うと同時に、パラグラフのところで「住民自身の手で」というところで、権利として能動的に参加するということは含意されているのかなとも思いましたので、そこは「手で」というところの中に組み込まれているということでもいいかどうかをこの場で御議論いただいて、どうするかを最後に御判断いただければいいかなと思います。

もう1点、私からでございますけれども、全体として、最後の第5のところでは議会のデジタル化の必要性が指摘され、結びのところでデジタル技術が効果的な手法ということが指摘されております。その関係で、もう一度翻って1ページの第1の「議会についての現状認識と課題」というところを拝見いたしますと、第32次地方制度調査会でも色々議論のありました新型コロナの問題、それから、災害の問題、人口構造の変動、地域社会の変容、公共私連携という話があるわけですが、この第1のところではデジタル化の話がないなということは気になったところでございます。

仮に書くとすれば、2段落目の「今後、我が国全体の人口構造が大きく変容し、大都市

圏を含め、全国的に人口減少と高齢化が進行する」というようなところに、「社会もさらにデジタル化が進行していく」というようなことが、もし入るようであれば、入れていただいてもいいのかなと思いました。決してこだわるものではないので、一応気づいた点として発言をしておきたいと思います。

私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

第1の部分にデジタル化という考え方を入れたらどうかという御指摘でした。どこに入れるかというのは少し検討させていただきたいと思います。第2段落に入れるのか、色々な入れ方があると思いますので、少し検討させてください。ありがとうございます。

太田委員、お願いします。

○太田委員 先ほど来問題になった最後の7ページの「権利」という言葉を入れるかどうか、宍戸委員がおっしゃった「手で」というところに読んでしまえばいいのではないかという部分についてですが、私としては土山委員のおっしゃったことも確かにもっともかなと思います。何よりも住民自治の義務を負うわけではない。責任とか関心、注視というのは、どうも義務を思わせるが、「義務として」という要素が最初に出てくるわけではないだろうという感じがいたしますので、基本は入れた方がいいのではないかと。

権利のところだけ「手で」という比喻の中に隠し込むという解釈もあまり適切ではないと思います。何でそれだけ隠すのだという感じがするので、例えば「住民自身の権利として、また、住民自身の責任において」とかいうような形で、あからさまに書き下してしまうのはどうかと思いました。

○山本委員長 ありがとうございます。

今、具体的な修正案がありましたので、「議会は住民自身の権利として、また、住民自身の責任において」とすることにしたいと思います。原文のここでも言いたかったことは、議会について色々問題になっているけれども、それは住民の責任の問題でもあり、そこを十分意識していただきたいというメッセージを込めるという意味で、どちらかという責任とか役割という言葉が中心になっていたと思いますけれども、ただ、住民自治と言えば、当然権利がまずあるということですので、今のような修正案をすることでよろしいかと思えます。ありがとうございます。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員 先ほど宍戸委員から指摘があったデジタル化の問題ですけれども、そもそもの経緯の話として言うと、COVID-19のまん延状況下で議会を開くこと自体が「密」ではないかという問題に対応するという意図があったと思うのです。そうすると、第1段落で「新型コロナウイルス感染症のまん延等に際して」ということで、これはそもそもの状況の話をしているわけですが、要するに大規模災害、感染症のまん延等の事態において、対面で実際に集合して議会を開くことの危険性を盛り込んでいただければいいのではないかと思います。「危険性を避け」みたいな感じです。「住民のニーズを適切に汲み取り」以下

に続けていけばいいのかなと思ったということです。具体的な文案についてはもちろんお任せいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

先ほどの宍戸委員の御意見と併せて、どのように入れるのが全体としてつながりがよいか、あるいは意味を明確にできるか、少し検討させていただきたいと思います。

牧原委員、お願いします。

○牧原委員 東京大学先端研の牧原です。機会をいただきありがとうございます。

この答申がもともとの諮問とどう関わるかという問題があると思うのです。本調査会の諮問が「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ」となっていますから、デジタル化というのは、まさに社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展があつてということだとすると、私は最初の「新型コロナウイルスの感染症のまん延等に際して」のところにこれを入れれば、とりあえず大枠との関係の話を打ち出せるのではないかと思います。もちろん今、大屋委員の言われたような、そこである種の感染の危険もあつてということだと思いますけれども、このデジタル・トランスフォーメーションは冒頭にあった方が、諮問との関係では据わりがよいのかなと思いました。

それから、これは繰り返すまでもないのかもしれないのですが、前回申し上げられなくて恐縮ですが、第1の「しかしながら」という部分が、実は第32次地方制度調査会でも同じことを指摘しており、以前もほぼそうであるということですので、「しかしながら、本調査会が過去にも繰り返し指摘したように」というぐらいあってもいいのかなと、もう少し議会もしっかりしてほしいというメッセージを出してもいいのかもしれないと思います。ここは委員長、会長、副会長にお願いしたいと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

デジタル化については、確かに色々なところに入れる可能性がありますけれども、全部入れていると、意味や全体の流れがかえって不明確になりますので、色々案をいただければと思いますけれども、どうするか検討させていただきたいと思います。

もう一つ、第1の最後の段落の「しかしながら」というところに、本調査会でこれまで指摘してきたようにという言葉を入れることにつきましては、過去の答申等を確認した上で検討させていただきたいと思います。

荒見委員、お願いします。

○荒見委員 案のご説明、どうもありがとうございました。

私は1点だけ、もしかしたら会議の感触とは違うかもしれないですが。

追加された参考資料の66ページの「女性の政策・方針決定過程への参画」の部分と、あと、答申案の最後の結びのところで、「例えば」以下「女性の登用・採用を進めるための取組が行われている」「それぞれ必要な対応が行われることが期待される」というところ

です。

クオータ制に関しては議論がおそらくかなり分かれるところだと思います。私は自分の行っている研究とかで、自治体の管理職への登用など意思決定過程に対し女性が参画する割合が少ないことの原因とかを調べています。参考資料に数値がいっぱい並んでいて、まさに今、数そのものが足りていないことに関してはよく表されていると思うのですけれども、アンケート調査を行うと、女性も男性も数値ありきのところを非常に嫌がる。あくまで数値は結果で、最近自治体の管理職にむけて行ったアンケートの自由記述を読むと、増やさなくてはいけないことも数値が大事なことも割合が低いこともそれ自体で問題だということとは皆、分かっているけれども、現状できていないのは、そういう環境になっていないからで、頭でわかっているても無理だ、みたいなことが結構書いてあったりします。

なので、このデータを見せていただいていることはとてもいいと思うのですけれども、参考資料の「遅れが指摘されている」に加えて、何か具体的な対応が必要だ、みたいなところも強調できるような、この黄色い枠のところのキャプションを書いてみるとか、本文で「それぞれの必要な対応が行われることが期待される」というところを、「もう少し早急に現状や、働きにくい環境を変えていく」、というような形でもう少し強調できるとありがたいかなというのが、参画を求められることに直面している女性の皆さんが考えていることなのではないかなと思った次第です。あまりこう書いた方がいいというのははっきり言えないのですけれども、感じたことを言わせていただければと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

幾つか御指摘いただいた点のうち、結びの第2段落の1行目につきましては、先ほど申し上げたような形で修正をしたいと思います。

事務局の方はそれでよろしいでしょうか。

○田中行政課長 2パラの方は御趣旨のとおり修正したいと思います。

○山本委員長 それから、第1の部分ですけれども、一つはデジタル化に関する記述です。これについて、幾つか入れる部分について案もございましたけれども、全体の流れの中でどこに入れたらいいかを検討するというところで、事務局は、これもよろしいですか。

○田中行政課長 結構です。

○山本委員長 もう一つ、第4段落の「しかしながら」の次の部分に、過去の本調査会において指摘があったことを入れるということですのでけれども、これは確認をした上で、入れることができるようであれば入れるということですのでよろしいでしょうか。

○田中行政課長 よろしいかと思えます。

○山本委員長 それから、今、御指摘のあった女性の参画の問題に関して、数値基準が強調されているけれども、それを上げるためには環境、条件を変えていかななくてはならないという点ですけれども、答申案の中では、特に数値基準等を挙げてそれを何%にするよう

にということは書かれておらず、むしろその条件を整えていくことが必要だという感じで書いてあると思います。

荒見委員の御指摘は、むしろ参考資料の方に先ほど挙げられたように何%を目標というのが書いてあって、全体に数値がたくさん書いてあるので、表現をもう少し工夫した方がいいのではないかとということですか。

○荒見委員 数値についてはしっかり見せた方がいいと思うのですが、黄色い部分の、最初の「遅れが指摘されている」と書いてある辺りに、何かもう少し環境なり対応なりをしっかりと変えてかなければいけないということをはっきり書けるといいのではないかと感じました。

あと、答申の方は、確かに、条件を整えていくことについて色々例を挙げているのですが、大丈夫です、まずはこちらの追加資料の方をお願いできればと思いました。

○山本委員長 ありがとうございます。

追加資料の66ページの最初に書いてある黄色い部分について「遅れが指摘されている」と書いてあって、その後、グラフや数値が書いてあると、いかにも数値だけが問題のように見えるので、その根本の原因を是正する対策を採っていかなくてはいけないということを入れるべきだと。

○荒見委員 一言でもあるといいかと思いました。

○山本委員長 これは男女共同参画基本計画を見て、何かよいフレーズがあれば、それを使うこともあり得るかと思えますけれども、事務局の方はそれでよろしいでしょうか。

○田中行政課長 追加資料のキャプションの部分の書き方をもう少し工夫せよという御趣旨と受けとめましたので、よく文言を考えさせていただきますが、数字の遅れだけではなくて、要は原因になっている環境を改善するための取組、おそらくそういう御趣旨かなと受けとめましたので、そういうことを追記するということかと理解をしております。

○山本委員長 ありがとうございます。

谷口委員、お願いします。

○谷口委員 先ほどの論点に戻ってしまっていて申し訳ないのですが、第1のパートのところのデジタル化について触れるのが重要だという御意見について、全くそのとおりだと思います。

入れどころをどこにするかというときに、一つのアイデアとしては、第1パートの第1節の最後に入れるのはいかがでしょうか。というのも、このパートの内容を拝見しますと、どの点にも関連する形でデジタル化が記述されています。最初のコロナウイルスのまん延に対して議会の運営をオンライン化する、手続をオンライン化すると記述されていますし、第2パラグラフにおいては自治体運営や議会運営を効率化したり、あるいは意見聴取等を行うためにもデジタル化が必要と書いてあります。また、最後においても住民参加や多様な人材が参画していくことについて、特に7ページ目の下から4行目に「デジタル技術は、そのための効果的な手法になり得る」と結んでおりますので、住民参加においてもそれは

効果を発揮し得るものであるとしています。デジタル化は現在の地方政治・行政の課題の解決を助けていくツールであるとのパートの終わりをまとめることで、本稿のどの部分でもデジタル化が記述可能になるかと思いました。以上です。

○山本委員長 具体的な御提案をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど来の御意見では、新型コロナウイルス感染症のまん延を契機にしてデジタル化を進行させざるを得ない状況になり、デジタル化が進行した。今後、それを議会、あるいは住民自治のために、さらに生かしていくことが課題になっているという、現状のデジタル化の進展と、今後、デジタル化を議会、あるいは住民自治のために生かしていく必要があるという課題を書くことになろうかと思えます。全体をそういう感じで書くとなると、今、谷口委員が言われた第1段落の最後に書くのは、一つ有力な案かと思えます。ありがとうございます。

岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 御説明どうもありがとうございました。早稲田大学の岩崎です。

答申案作成、ありがとうございました。内容につきましては、異論等はございませんが、1点、お伺いできればと思います。

最後の結びのところにございますように、第2パラグラフに「今後、人口減少や高齢化、激甚化する災害など、地域社会をとりまく環境がさらに厳しさを増す」という書かれ方がされております。現状から考えますと、大変難しい課題かと思うのですが、例えばデジタル化を推進する目標年度ですとか、例えば大体いつぐらいまでにデジタル化を完遂させるのか、そういった目標などがあるのかどうかと、そういった記載が可能なのかということも含めて、お伺いできればと思います。具体的に自治体戦略2040構想の2040年为目标ですとか、段階的な推進なのか、あるいは各議会によっても異なるかと思えますので、そういったところを記載すべきかどうかという点も含めてお伺いできればと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

具体的にスケジュールというか、工程表というか、そういう目標を掲げるという点ですけども、この点は何か事務局からございますか。

○田中行政課長 地方議会のデジタル化の関係で、目標ということでございますでしょうか。地方議会に限らず自治体全体でございますと、例えば先の第32次地方制度調査会で御答申をいただいたシステムの標準化につきましては、法律を制定しまして、年限を区切って、例えば今取り組んでいるものであれば、令和7年度までというような目標がございますけれども、地方議会のデジタル化については、それぞれ議会の判断で取り組んでいただいている状況でございますので、色々な取組を御紹介させていただきましたけれども、例えば委員会のオンライン化とかもそれぞれ議会の判断で取り組んでいただいている状況でございます。年限を区切ってここまでこれをやるという、国がそういうお示しをするということまではしていないという状況かと思えます。

○山本委員長 ありがとうございます。

確かに年限を明確に示した方が強いメッセージになるのは、そのとおりかと思えます。ただ、今回の答申全体として、まず、それぞれの議会がそれぞれの事情に応じて取り組んでいただきたいというトーンで書いてございますので、ここだけ数値が出てくるのは、やや唐突な感じはいたします。

それから、特にデジタル化に関しては、例えばシステムを構築するのはいつまでということを書けるのですけれども、技術の進展等が非常に早く、なかなか現時点で予想できないところもありますので、そういう点でも書きにくいという印象を持っております。

田中委員、お願いします。

○田中委員 取りまとめを読ませていただいて、違和感なく、先生方の御指摘はもつともなところで、調整いただければと思うところです。

私が一点だけ気になったのが、5ページ目の3つ目のパラグラフで「多様で柔軟な働き方への需要の高まりや」というところに「人口減少に伴う人材の希少化」という言葉があり、ここに「希少化」という言葉を入れる意味があるかどうかということを悩んでおりました。人口減少によって議員になるような人、そういうすばらしい人が少なくて、珍しくて、いなくなるように読み取れてしまいました。人口減少が加速して、例えば色々な地域の人材が偏在や不足する状況がありながら、多様な働き方もあって、そこで副業や兼業が、という文脈なのかと思いつつ、「希少化」という言葉が引っかかっておりまして、これは入れなくてもよいのかと私自身は思いまして、御検討ができればと思います。よろしくお願いします。

○山本委員長 ありがとうございます。

入れなくていいというのは、具体的にはどうすればよろしいでしょうか。

○田中委員 具体的には、最初の文章の始まりを「人口減少が加速する中、同時に多様で柔軟な働き方や需要の高まりも進み、副業や兼業が増加傾向にある」とか、そういう文章のつくりの方がよろしいかなと。

○山本委員長 また、「人口減少が進行する中で、多様で柔軟な働き方への需要の高まり等を背景にして」、なるほど、ありがとうございます。

事務局の方はそれでよろしいでしょうか。

○田中行政課長 よろしいかと思えます。

○山本委員長 では、「人口減少が進行する中、多様で柔軟な働き方への需要の高まり等を背景として」とします。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日御議論いただきました「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申（案）」につきましては、皆様からいただいた御意見を踏まえまして、この場で幾つかの箇所については具体的に修正案を確定させました。

それから、幾つかの箇所については、文章の流れ等も考慮して、どのように具体的に修

文するかは、なおペンディングとさせていただいております。ペンディングとさせていただいた部分につきまして、具体的な表現につきましては、市川会長、大山副会長と御相談をさせていただきながら、修正を行うことといたしまして、修正後の答申案を当専門小委員会として、第3回総会に諮ることにしたいと存じます。

修正の文言につきましては、御趣旨は伺って明確になっておりますので、私に御一任をいただきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

横田委員、お願いします。

○横田委員 最後、田中委員が御指摘くださったところをもう一度御検討いただきたいのです。「人材の希少化」についてです。完全に消すのではなく言葉を補足して残したいと思っています。なぜなら多様な働き方を求めているのは個人の方で、企業側は結構人材が足りなくなっている中で、人材のシェアや柔軟な働き方を許容していくという流れがあるというのは、2つ別のことを言っています。本来は企業が柔軟な働き方をもっと促進しながら人材の活用を進めていくということを私はドライブしていかなくてはいけないと思っており、まとめてしまうのはもったいないかなと感じた次第なので、残す方向で検討いただきたい。「希少化」という言葉は使わなくても結構です。

○山本委員長 分かりました。

先ほど確定させると申しましたが、ここも検討させていただくことにいたします。

御趣旨としては、多様で柔軟な働き方を個人が求めるようになっていくことと、企業にとって多様で柔軟な働き方をさせていただくことが必要になっているという両方があるということですので、少し表現を工夫したいと思っております。ありがとうございます。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 私がここで懸念をした内容というのは、人口が減っていくと人材がいなくなるという、例えば議員になろうというような優秀な人材がいなくなるみたいな言い方をしているような捉え方を私はこの「希少化」という言葉で深読みをしてしまったのかもしれないのですけれども、人口減少の中で優秀な人が少なくなるとか、そういう文脈があると、趣旨が変わってくるのかなと、ここでは意図していないのに、ということを書いて発言をさせていただきました。先ほどの横田委員がおっしゃった企業の文脈、個人の文脈というところは必要のところかもしれませんが、私もそこにこだわるわけではございませんけれども、検討いただければと思います。

○山本委員長 先ほどの「人口減少に伴う人材の希少化」という部分の修文については、冒頭に移し、「人口減少が進行する中」といえば、田中委員が懸念されるようなニュアンスが入らないで、淡々と人口が減るという表現になるので、それはそれでよろしいかと思っております。むしろ多様で柔軟な働き方への需要の高まりというところを工夫した方がいいのではないかというのが、横田委員の御意見だったかと思っておりますので、そのようにいたします。

それでは、答申案につきましては先ほど申し上げたような形で今後進めてまいります。

続きまして、東京都からの意見聴取に移りたいと思います。

まず、本日御出席をいただきました方を御紹介いたします。

東京都政策企画局長、中村倫治様でございます。

東京都総務局長、野間達也様でございます。

東京都福祉保健局長、西山智之様でございます。

東京都福祉保健局健康危機管理担当局長、佐藤智秀様でございます。

東京都デジタルサービス局長、久我英男様でございます。

御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日はよろしくお願いたします。

初めに、東京都よりデジタル・トランスフォーメーションの進展や新型コロナウイルス感染症対応で直面した国と地方、都と特別区との役割分担や連携における課題、首都圏における広域的な課題への対応等について、20分を目安に御発表いただきまして、その後、質疑応答や意見交換を行うことにしたいと思います。

それでは、よろしくお願いたします。

○中村局長 東京都の政策企画局長の中村でございます。本日、このような機会をいただきまして、市川会長、山本委員長をはじめとする委員の皆様方、事務局の皆様方に感謝申し上げます。ありがとうございます。

ただいまお話もございましたが、東京都から、新型コロナウイルス感染症対応において生じた課題及びデジタル・トランスフォーメーションの進展の2つの観点から、大都市特有の実態を踏まえた現状や課題などを現場の声としてお伝えさせていただきまして、これらに的確に対応するために求められる対応、見直すべき地方制度のあり方などにつきまして、お手元の資料に沿って関係局長から説明をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対応における課題等として、行動制限のあり方について、総務局長から御説明いたします。

○野間局長 おはようございます。総務局長の野間でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、私からの新型コロナウイルス感染症における課題等といたしまして、行動制限のあり方について御説明させていただきたいと思っております。

資料の1ページを御覧いただければと思っておりますが、約3年間に及びますコロナとの戦いにおいて、東京都といたしまして国や道府県、区市町村をはじめとした皆様と連携しながら、行動制限をはじめとした感染拡大防止の取組を行ってまいりました。こうした経験を通じまして、感染拡大防止のために行動制限を行う場合には、その実効性をいかに確保していくかが重要だということを痛感しております。

そのためには、まず①感染拡大初期等における国の明確な方針の提示、②エビデンス等を踏まえた方針の修正、③地域・時期の特性に応じた弾力的な制度設計の3点がポイントとなると考えております。

まず1点目でございますが、国において全般的な方針を明確にすることとしておりますが、2020年の4月に東京都といたしまして初めて緊急事態措置を実施いたしました。これに当たりまして、当時、国において休業要請を行う業種が、まだ細部まで詰められていないという状況もございまして、措置の決定直前に都と国で調整を行うことになりました。こうした経験を踏まえまして、今後に向けました都の意見といたしましては、特に未知の感染症の拡大初期におきまして、ウイルスの特性などが必ずしも明らかになっていない状況においても行動制限実施の有無に関する方針ですとか、適用基準などの全般的な方針を国として早期に明示いただく必要があるのではないかと考えてございます。あわせて、行動制限につきましては、一部の事業者が再三の要請に応じず、都道府県はその対応に苦慮したことから、行動制限の実効性が担保されるような仕組みとしていただきたいと思います。

続きまして、2ページはエビデンス等を踏まえた柔軟な方針の修正でございます。年明けから感染拡大いたしましたオミクロン株につきまして、重症化率などの特性がそれまでのデルタ株と大きく異なっていました。それに応じて速やかに基本的対処方針ですとか、基準等を修正されるのが若干ずれたなという感じがあります。今月、オミクロン株の特性に応じた基準等の見直しがなされましたが、エビデンスに基づき、可能な限り速やかに方針を修正していただくようお願いしたいと考えております。加えまして、時短要請など、これまで実施してきた行動制限につきまして、国としまして改めてその効果等について検証をしていただければと思います。

最後に3ページ目でございますが、地域・時期の特性に応じた弾力的な制度設計でございます。コロナ対策は国が全般的な方針を定めるとともに、大都市、地方都市など、その特性に応じて対応することも重要だと考えております。例で言いますと、令和3年6月に東京都はまん延防止等重点措置を実施いたしました。その際、国から重点措置は特定の地域の感染拡大を防止する仕組みであり、都の全域を区域とすることは避けてもらいたいとの要請を受けまして、全域指定を行いませんでした。こうした運用は令和4年になり見直されましたが、都道府県の一律のルール適用というのは現場の実態に合わない場合がありますので、地域や措置の実施時期、特性に応じました弾力性のある制度設計としていただく必要があるのではないかと考えてございます。

行動制限のあり方については以上でございます。

○中村局長 続きまして、今後の感染症への備えについて、福祉保健局長から説明をいたします。

○西山局長 西山でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

私の方からは、新型コロナウイルス感染症の対応における課題等について、今後の感染症への備えという観点から御説明をさせていただきます。

まず、4ページを御覧いただきたいのですが、申し上げるまでもなく、感染症の発生、まん延時等においては、国や自治体等が連携した広域的・統一的な対応が必要でござ

ざいます。今般、感染症法の改正が行われておりますけれども、都といたしましても、この間、数度にわたり国に要望させていただきまして盛り込んでいただいた内容も多々ございますが、今後、法の施行に当たりましては、私ども都がコロナ対応で築き上げてきました東京モデルなども踏まえながら、実効性のある仕組みとしていただきたいと思います。

今回は、広域自治体としての支援、都道府県連携協議会の運営、医療人材の広域派遣、公的医療機関等の役割、この4点について、課題や私どもの考え方を御説明させていただきます。

5ページを御覧いただければと思います。まず、広域自治体としての支援でございますが、私どもは感染症法上、都道府県のほか、特別区など保健所設置自治体の役割であります自宅療養者へのフォローアップ体制について、自宅療養者フォローアップセンターや自宅療養サポートセンター、うちさぼ東京と呼んでおりますけれども、こういったものを全都的に整備いたしまして、広域自治体として保健所機能の補完をしてまいりました。これらの取組につきましても、特措法に基づく臨時の医療施設のような明確な位置付けがございません。そのため、区市が設置する保健所の管轄区域も含めて、都が広域的に実施してきた保健所機能を補完する取組について、制度として明確に位置付けるとともに、必要な財源措置を国にお願いしたいと思っております。

2点目は都道府県連携協議会の運営についてでございます。感染症法の改正案では保健所設置区市、感染症指定医療機関、学識者団体など、多くの関係者が参画する連携協議会を新たに創設して、平時から感染症対策の実施に当たっての連携体制等について協議することとされております。

一方で、感染症の発生、まん延時におきましては非常に刻々と状況が変化いたしまして、機動的な意思決定が必要となる場合もございます。都道府県が主導的な役割を發揮して、迅速な対応が取れるようにするなど、柔軟な仕組みをお願いしたいと思っております。

3点目は医療人材の広域派遣についてでございます。改正法案では都道府県域を越える広域的な人材派遣の際には、まずは都道府県間で調整を行って、その後、国に応援を要請することになってございます。感染拡大の規模や速度によっては、都道府県間での調整が全国的な感染のようになりますと困難となる場合もありますことから、迅速に医療人材を派遣できるよう、国が直接派遣調整を行う仕組みを原則としていただくことをお願いしたいと思っております。

4点目は公的医療機関等の役割でございます。国立病院機構や地域医療機能推進機構の病院など、国所管の公的病院においては患者を積極的に受け入れること、特に今回のオミクロン対応のような場合では中等症以上で介護度の高い高齢患者など、民間の医療機関では対応が難しい患者を積極的に受け入れるといった役割が期待をされておまして、こうした役割を踏まえた対応をお願いしたいと思っております。

6ページ目は、これまで私ども都の保健医療提供体制の全体像をまとめたものでござい

まして、いわゆる私どもが東京モデルと呼ばせていただいているものでございます。

また、7～8ページ目は社会保障審議会の資料を抜粋し、連携協議会や、ただいま申し上げました医療人材の広域派遣に関する参考資料として、お付けさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○中村局長 続きまして、デジタル・トランスフォーメーションにおける課題等として、区市町村と一体となったDX推進について、デジタルサービス局長から御説明いたします。

○久我局長 久我でございます。よろしくお願いいたします。

私からは区市町村と一体になったDX推進ということで説明させていただきます。

9ページ目は要旨が書いてありますので、10ページ目から説明させていただきます。住民のQOLを高めるデザイン思考のデジタルサービスをより多く高い品質でスピーディーに提供していくためには、ここに書いてありますように、人材の確保、ノウハウの共有とか共同調達、そういったものの課題に対しまして、区市町村と都道府県が一体となって進めていくことが重要だと考えております。

東京都の取組でございますけれども、2019年にデジタル人材、専門人材の確保・登用を始めました。2021年にはデジタルサービス局を設置いたしまして、ICT職を新設したり、人材育成方針をつくったりということと、今年度に入ってデジタルアカデミーといたしまして、人材育成の核となるものをつくっております。また、右下にありますけれども、遵守すべきものとして行動指針として10か条を定めて、デジタルサービスの推進を図っているところでございます。

続きまして、11ページでございます。では、具体的な実績はどうなっているのかということでございますけれども、まず、行政手続とか内部事務につきましては、例えばペーパーレスにつきましては70%を達成しております。ファクスレス、キャッシュレス、はんこレスといったものも計画どおりに達成しているところでございまして、行政手続につきましても全手続を対象にデジタル化を進めておりまして52.7%、1万5100プロセスについてデジタル化が達成された、あるいは進んでいるところでございます。

右に行きまして、都庁各局でも職員自らデジタル化を高める事例が発生しております。上に書いてありますが、職員がタブレットを使って、ノーコードツール、ローコードツールを使ってサービスを開発いたしました豊洲市場の衛生監視業務のデジタル化につきましては、全国知事会の先進政策バンク大賞を受賞させていただいたところでございます。

下ですけれども、区市町村との連携も進めてございます。伴走型支援と申しまして、東京都のデジタルの専門人材が区市町村に入ってきてまして一緒にDXを進めるということをやっております。

また、真ん中のデジタルアカデミーも東京都の職員だけではなくて、区市町村の職員も対象に能力の向上を図っているところでございます。

続きまして、12ページでございます。さらにこの9月には都と区市町村を含めた東京全

体のDXを飛躍的に発展させる枠組みとしまして、GovTech東京の設立構想を発表させていただきました。真ん中に丸が2つありますけれども、GovTech東京といいまして、デジタルの専門人材を集めた団体を外につくりまして、デジタルサービス局と共同してデジタルを強力に進めていこうということをごさいます、下の6つの機能を共同して発揮していきたいという構想でございます。

13ページでございます。具体的にどういったものかと申しますと、2つ挙げております。人材のシェアリングが重要かと思っております、例えば共同活用とありますけれども、GovTechが直接採用して区市町村に支援という形で伴走型で派遣していくということ。下は共同調達です。区市町村の意見を聞いてGovTech東京が取りまとめて、ベンダーさんと交渉して発注して契約するというので、こういった取組で自治体のコストとか負担とか、そういったものを軽減できる、人材も確保できるということで考えておまして、都道府県の役割はかなり大きいと思っております。

14ページでございます。こちらが国に向けた提案でございます。デジタルは一気通貫が鍵でございます。効率的なサービスに向けまして、国、都道府県、区市町村の連携が極めて重要でございます。2点ほど提案させていただいております。

一気通貫でデジタルサービスが提供されますよう、共通で利用するID、ベース・レジストリ、ポータルサイトなどの基礎部分といったものは国に整備をお願いしたい。

2点目、都民や事業者に迅速で効果的にサービスを提供するための鍵となるマイナンバーとかGビズIDの活用について、都と密接に連携させていただきながら、取組を進めていきたいと考えております。

下にデンマークの例がございます。ベース・レジストリ、一番下の基礎部分です、個人番号とか企業とか不動産、こういったデータについては国が一気通貫でサービスを整備していただいて、それを活用して国と自治体がサービスを開発する。さらに国がCitizen's portal、Digital Postなどといって、住民との窓口となるところ、それを国に統一して整備していただいて、そこを通して国民に対して一気通貫のサービスを提供するような形が非常に効率的なのかと考えております。

デジタルの力はつなげることによって最大限発揮されるものでございます。そういった観点から、都道府県の役割も大きいですし、さらに国と連携して、全国統一で進めるべきものは進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○中村局長 続きまして、防災DXとしてのシステム基盤の構築について、総務局長から御説明をいたします。

○野間局長 私はデジタル・トランスフォーメーションにおきます課題の中で、防災に関するシステム基盤の構築について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、15ページでございます。16ページにも図がありますので、併せて御覧いただければと思っております。都道府県、それから、区市町村はそれぞれ規模・特性などに応じまして、

災害対処のシステムを開発導入しております。国におきましても災害情報プラットフォームでありますSIP4Dを導入・運用してございますが、例えば総務省消防庁ですとか警察庁、自衛隊等の国の防災機関もそれぞれのニーズに合わせた災害対処システムを構築してございます。

これらの組織の特性に応じたシステムの構築が必要であります。同時に、国レベルから区市町村レベルまで一体的な防災対策を行わなくてはなりませんので、これを行うために各種システム間の情報共有とか接続が絶対的に不可欠でございます。そのため、統一的な仕様や規格・開発ルールを定めていただき、相互運用性の高い共通運用環境としての災害対処システムの基盤の構築を急ぐべきだと考えております。

国におきましては、防災分野のデータアーキテクチャの設計ですとか、データ連携基盤の構築などを検討しているものもあると聞いております。いつ起きるとも限らない災害に対しまして取組を加速していただければと考えております。

防災DXに関するシステム基盤の構築については以上でございます。

○中村局長 以上、諮問事項に対します東京都の課題認識や考え方を説明させていただきました。

最後にまとめとして17ページになってございます。重複する部分もございますが、コロナ感染症対策においては、国における基本的な対応方針の明確な提示、大都市特有の事情、現場の実態に応じた実効性ある対応が可能となるような柔軟な制度設計、広域自治体としての支援の取組の明確な位置付け、さらには必要な財源措置ということが必要であろうと考えてございます。

いずれにしてもコロナのような圏域を越えた世界的な課題に対して、特に大都市でかなり大きな課題となっているものについて、結果として、世界的に見ても非常に死者を抑えているという形になってございます。都としても率先して様々な新たな取組をしてきて、それを全国へ広げていただくという形も幾つもできたものだと考えております。

また、デジタル・トランスフォーメーションにおける課題等としては一気通貫のデジタルサービスの提供、自治体間でのシステムの共通運用に必要な不可欠な基盤部分の国における整備、迅速かつ効率的なサービスに向けた国、都道府県、区市町村との連携が重要と考えてございます。

是非今後の地制調の御審議に当たりまして、東京都の意見も踏まえた形での御検討をお願いできればと思っております。

東京都からの説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの東京都からの御説明に関しまして、御質問・御意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 東京都立大学の伊藤でございます。御説明どうもありがとうございました。

私が聞き漏らしたかもしれないので改めてお伺いしたい点があります。ちょっと細かい点なのですが、今後の感染症への備え、5ページのところで、上から2番目に都道府県連携協議会の運営に関する御意見がございます。こちらは都道府県が主導的な役割を発揮するような柔軟な仕組みとしてほしいということなのですが、7ページの社会保障審議会の資料を見ますと、下の注のところに、都道府県の総合調整権限の強化や保健所設置市、特別区への指示権限を創設するということがありまして、非常時には都道府県の権限の強化ということが検討されているようなのです。これはこういった形では不十分であるという御認識なのか、あるいはこういうような制度、手当てがなされれば、かなり対応ができるというような御判断なのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○佐藤局長 ありがとうございます。健康危機管理担当局長の佐藤です。

今回の法改正で総合調整権ということが明確に位置付けられたという点では、非常にありがたいと思っているということが一つでございます。

ここでの問題意識は、保健所設置区市と都道府県の関係は、基本的には同じ立場であるため、当初コロナ対応が始まったときに大変苦勞したことがあったということです。その後、様々な経験の中で総合調整権というのが付与されたということはありがたいと思っております。

基本的な課題意識として、連携協議会では事前に取り決めが行われて、その範囲においては、基本的な部分が都道府県に授権されるということになると思うのですが、現実のコロナの世界では様々なことが起きます。具体的な事例ですと、今回、国の方針として、発熱外来の逼迫を回避するために各都道府県で陽性者登録センターを設置して、自己検査で陽性になった方に登録をしていただく仕組みができております。

そのセンターも、本来的には保健所設置市ごとにつくることになるのですが、東京都の場合、特別区制度というのがございまして、23区それぞれに保健所がございます。当然、東京都と23区それぞれがセンターをつくるというのは明らかに不効率であり、分かりにくくなるということで、東京都が一体としてやるということを緊急的に行いました。そういったことを東京都が柔軟にできるようにするために、連携協議会にはある程度の柔軟性を持たせていただきたいということでございます。

それを大都市事務として行っているのか、都道府県としての広域自治体として行っているのかという議論はあると思うのですが、東京の場合、たまたま保健所数がそれだけ多いという実態がございますので、そうしたことを申し上げたということでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員 慶應義塾大学の委員でございます。大変丁寧な御説明をいただきましてありがとうございます。

私自身としては、おっしゃることに関わり同意するところが多いです。

1点だけ、これは東京都さんにとということではなくて申し上げることなのですけれども、先ほど伊藤委員が言及された5ページの辺りのところで、最後に公的医療機関等の役割ということが書かれております。その中で、国立病院機構等の国所管の公的病院において患者を積極的に受け入れてほしいということ要望されております。

東京都の立場としては当然の要求だろうと思いつつ申し上げるのですが、私はもう国立大学を離れてしまった身なので、あえて言うところがあるのですけれども、そんなことを言うのだったら、もっと大事にしてくれということが多分国立病院機構としては言いたいだろうと思うところがございます。御承知かと思いますが、国立病院機構の職員は全員非公務員になっている独立行政法人でございます、運営費交付金の措置率も極めて低い、全体の収入の2%を割っているというような機関でございます。しかも、これは臨床研究事業に充てられる予算ですから、はっきり言うと、ほぼ収入の全額を診療から得ている通常の医療機関であると思います。

今回のコロナウイルス対応についても、厚生労働大臣からの要請は入っておりますが、要請しかないというのが、要請することしかできない相手ということになっている位置付けのはずの機関だと思います。それでは困ると、都道府県の立場からおっしゃるのは誠に正当だと思うので、これはむしろそれが必要だというならば、国として、きちんとそういう対応をするだけの予算措置等やっていくべきではないか、制度整備が必要ではないかということとして受けとめるべきだと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

これは東京都の方にお答えいただくのは難しいかと思いますが、もし、何かあればお願いいたします。

○西山局長 御意見として承りますが、東京都の状況を申し上げますと、御案内のとおり、都内の医療機関は中小の民間病院が7～8割を占めておりまして、医療機関数としては非常に多く、また、医療の人材は非常に厚いのですけれども、こういうコロナ対応になりますと、民間病院も非常に頑張っているのですけれども、なかなか効率的な部分では、多くの患者さんを一度に見なければいけないというところでは厳しい面がございます。

病床を多く有する病院が効率的に受け入れるのが有効、東京都の都立病院が今回独法化をいたしました、その中ではウエートを占めて頑張って受け入れております。ですので、ここにあるような国立病院ですとか公的医療機関、そういう病院は病床数としてはかなり大きなものを持っておりますので、コロナ患者の受入れに御協力願いたい。そういう意味で、私どもとしてはそういうお願いをさせていただいたという趣旨でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

○中村局長 若干補足でございますけれども、昨年、一時期JCHO、NH0の方が受入れをという議論がかなりあったと承知しております。私どもの方でも色々なお願いもして、結果と

して国立病院機構さんにも非常に協力していただいたところが直近でございまして、それについては改めて感謝を申し上げます。いずれにしても、今、福祉保健局長が申しあげましたように、公的な医療機関が果たすべきところはどのような部分で、民間病院機関とどのような形でやっていくかと、こういった役割分担を持ちながら、できる限りうまく通常医療と両立しながら、考えながらやっていくのが大事だろうと考えております。

○山本委員長 ありがとうございます。

太田委員、お願いします。

○太田委員 東京大学の太田匡彦と申します。御説明ありがとうございます。

私からはデジタル・トランスフォーメーションに関する部分について質問をしたく存じます。すなわち区市町村と一体となったDX推進ということで、構想そのものは合理的だと思うのですが、13ページのように共同調達、あるいはシェアリング、あるいは一気通貫ということで、基盤は国が、すなわち中央集権的につくる。また、つないで活用する。デジタルの方々を考えれば必ずこういうイメージになる。それは合理的なのですが、同時に、そうすると何で使うところは、国・自治体を分けておく必要があるのだろうかという疑問が出てきます。つまりベース・レジストリは国が収集する、入り口も国が整備する、サービスは、お話を聞いていると、まだ都道府県と区市町村が別々に提供することを考えておられると思うのです。

そのときに、都道府県として、自分はやらないが、デジタル行政の文脈で区市町村に残る仕事としてどういうものを考えておられるのか、なぜ完全に融合させて、デジタルの世界では二層制や地方分権になるのはあり得ないという話にまでは行かないのか。どうもお話を聞く限り、まだそこまではお考えになっていない。少なくともそういう外形は取られているのですが、そうすると、デジタルの文脈で、例えば区市町村に残る仕事として、どんなものと考えておられるのでしょうか。もしよろしければ教えていただければと思います。

○山本委員長 岩崎委員、一緒に今御質問をいただいて、まとめてお答えをいただきますよう。お願いします。

○岩崎委員 大変丁寧な御説明をありがとうございました。

今もお話がございましたけれども、これまで議論されてまいりましたように、区市町村の地方公共団体等では、デジタル技術ですとか、予算、人材の持つところと持たざるところでの格差が広がっていくことが当然でありまして、この点、都道府県の取組には一定のモデルが必要であると私も認識しております。ですので、この意味では人材獲得や育成、派遣、シェアリングに関しては、御説明いただいたような東京都のモデルは大変有意義ではないかと私は拝察しております。

そこで、私は11ページに記載の現在進めておられるDXの伴走型支援ですとか、デジタルアカデミー、区市町村のCIOフォーラム等、これまで推進されてこられて得られた御知見ですとか効果等、参考にすべきことがございましたら、是非お伺いできればと思います。

○山本委員長 それではお願いします。

○久我局長 御質問をありがとうございます。

デジタルが進むとつながっていきますので、おっしゃるように、では、区市町村と都道府県の役割は何なのだというところが出てくると思います。ただ、私どもとしては現状、行政の枠組みを前提にデジタル化を考えております。ただ、デジタル化が進むと、住民の基本的なサービスは今では区市町村なので、その枠組みを前提と考えると、住民との基本的なサービスというのは区市町村が圧倒的に多い、都道府県はどちらかというと事業所管なのですけれども、やはり主体は区市町村なのだろうと考えております。区市町村がそれぞれうまくデジタル化が進むように、都道府県はまず支援していく。

ただ、住民、都民から見ますと、どこの区市町村に住んでいるかというのは、多分サービス上あまり重要ではないのだろうと思っておりますので、できるだけ共通して、枠組みは区市町村が主体で、区市町村がデジタルサービスもどんどん開発して進めていかなければいけないのですけれども、できるだけ横の連携を取ってデータがつながるようにしていくのが大きな都道府県の役割なのだろうということで、データというのは広がりを持つことによって効用が大きくなっていく。

さらに都道府県を超えて国全体でデータが活用できるようになると、本当に色々な政策も生み出していけると思いますし、可能性も広がっていくのかなと思っておりますので、私どもとしては、そこの基本的なところのつながりのベース、考え方を国の方で整理していただけると、私どもも都道府県として区市町村に対して、そういった考え方をベースに横のつながりでサービスを生み出していけると思っております。答えになっていないところもあると思うのですけれども、そういった考えでやっております。

次に、東京都では、ここに書いてあるように、色々な市町村に対して支援を行ったり、意見交換を行ってきているところでございます。我々としましては区市町村、特に体力のないところに対しては人材が確保できない、人がいない、行政の役所の中でもデジタルに対応できる人がまずいないし、外から採用しようと思っても採用できないのが一番の大きな共通的な悩みだと思っております。

東京都の中でも62の自治体がありまして、区から島まで本当に体力が全然違っております。人材が不足しているというのは、多摩とか島しょ部ですので、そういったところに東京都として人材をシェアできればというのが大きな課題なのかなと思っております。あと、区市町村からよく言われるのは、ここにも書いてありますが共同調達、特に規模の小さい自治体はロットも少ないので、なかなかベンダーと交渉力がないというのはよく言われるところでして、そこら辺も都道府県としてまとめてロットを大きくして価格交渉が有利になるように進めていただきたいというのが大きな区市町村側の課題であると認識しております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

大橋委員、牧原委員、お願いします。

○大橋委員 上智大学の大橋でございます。オンライン参加で失礼いたします。

1点、少し抽象的な質問になるので可能な範囲でと存じます。この新型コロナウイルス感染症対応の課題ということで、メッセージとして基本的な対応方針については国において明確に示すべきということと、2つ目としては、弾力的で柔軟な制度設計をすべきであるというお話があったと思いますけれども、こういった体制を可能にするためには、国との間でのタイムリーかつ密なコミュニケーションの実施ということが不可欠になるかと存じます。国とのコミュニケーションのあり方というもので、今、具体的に何か必要な対処とか、そういったもののイメージがございましたら、お伺いしたいと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○山本委員長 それでは、牧原委員からいただいて、その後でお答えをいただければと思います。それではお願いします。

○牧原委員 東京大学先端科学技術研究センターの牧原です。大変興味深い非常に大規模な自治体での事例を聞けたと思っております。

色々あるのですが、第1に3ページですけれども、今後に向けた国との関係で、感染フェーズに応じ、地方が選択可能な措置内容が複数提示している、そういった制度設計をしてほしいという御要望だったと思うのです。いわゆるコロナ対策で、むしろ国に一律にやってほしいというような自治体・都道府県もかなり多かったという、これまでの経緯がある中で、むしろ東京都としては、国が複数の選択肢を提示すれば、十分にそれに対して決定できるという体制があるのではないかと思うのですが、そこがどうなのかというのが1点目です。

これに関わるのは2点目で、都道府県連携協議会で機動的な対応を図る柔軟な仕組みが重要である。まさにそのとおりだと思うのです。新しく都道府県知事が感染症法の改正で指示権限を持つことになることとの関連だと思えます。

では、東京都としてはどういう形で柔軟な仕組みを決める制度設計をなさっておられるのか。これは感染症の司令塔を国がつくるということになっているわけですが、都にも司令塔が必要だと、少なくとも国の指令を受けたある種の司令塔機能は必要だと思うのですが、どのようなものをお考えなのか。国の方でもある程度の方向性が既に打ち出されているようですけれども、これについての都の現段階の柔軟に対応できる、様々なレベルで柔軟な対応をどのように制度的に担保しようとしているのかを聞きたいです。

3点目はデジタル化で、東京全体のDXを進めると12ページにあって、これは比較的大きな政令指定都市の幾つかでこういう提案がされて、東京都も進んでいるのは私も重々承知しておりますが、具体的に、特に基幹システム等の情報システムをつくっていくという中で、東京都のデジタル化に合わせた業務改革はどのように進んでいるのかということ、これも色々ありますが、概略を伺えればと思います。

資料の11ページの特に行政手続のデジタル化の辺りのことなのではないかと思うのです。

特に2万プロセスのデジタル化が52.7%まで進んでいくということですが、下の方にはデジタル化対象が2万8700と書いてあります。この辺りをもう少し詳しく伺えればというのが3点目でございます。

4点目は防災DXで、まさにおっしゃるとおりだと思うのです。ただ、これをやるとなると、これ自体、国に対しての御要望で何年もかかるような感じがするので、当面、都の防災DXは都と区市町村でどのように進めるのか、各自治体が色々な防災DXを進めているというのは私も重々承知しています。例えば独自のアプリをつくって配付するとか、色々取り組んでいるようですが、都としてはどのように当面は進められるのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○中村局長 複数にわたりますので、まず、コロナ関係の都としての指揮系統等、あと、国とのコミュニケーション等について佐藤局長から、また、コロナ対応の個別的、あるいは全体的な対応について総務局長から、また、DX関係について久我局長から、それぞれ御説明させていただきます。

○佐藤局長 まず、国とのコミュニケーションについて御説明させていただきます。

国とのコミュニケーションということで申しますと、東京都の場合、たまたま地理的に非常に有利な条件にあるということもございませうけれども、厚生労働省の医政局、それから、健康局、それから、内閣官房とは担当者レベルでも常に密接に連絡を取っております。様々な情報のやりとりや現場の実態などを御説明し、かつ私どもの細かい部分までの色々な要望等をお伝えして、現実の通知や制度に反映していただいております。

特に、今回のコロナ対策の第5波以降については、非常に円滑な関係を築き上げていると、私どもとしては考えています。また、厚生労働省のアドバイザリーボードに東京都の公衆衛生医師が参加させていただいております。公衆衛生医師は、独自のコミュニティを持っていて、実体的な意思疎通が図られていると考えています。

それから、連携協議会についてですけれども、私どもとして、特に第5波以降につきましては、保健所を設置している特別区及び八王子市、町田市との関係においては非常にうまくいっていると思っています。

ただ、1回だけ私が直接経験したのは、今年の1月、オミクロン株が出てきたときに、飛行機に乗っている方を濃厚接触者に指定するということがありました。当然、ものすごく多くの方が濃厚接触者に指定されます。濃厚接触者の指定の権限というのは基本的には保健所にありまして、航空機に搭乗された方の名簿を検疫所に示していただくのですけれども、東京都には東京都が保健所を設置している多摩地域と島しょ地域の保健所の分の方しか名簿をいただけないということがありました。それについては厚労省と交渉して、最終的に東京都に全部の名簿をいただいた上で、都内で統一的な取扱いを指示することができました。こうした点で、連携協議会で事前に取扱いを定めておくことは意味があると感じております。

一方で、予想もし得ない事態、例えば今回の発生届の全数届出の見直しのように、短い間に制度や色々なオペレーションを変えなくてはいけないようなときには、現実の問題として、連携協議会という協議の場よりも、現場の世界から積み上げて物事を解決していかなくてはいけない部分があるというところについては、一定の柔軟性を認めてほしい、そういった通知にしてほしいということでございます。

東京都の場合、公衆衛生医師の人事につきましては23区も含めて東京都が一体として行っているという、そこを制度と呼ぶのか、人事と呼ぶのか分かりませんが、この狭間を埋めるような様々な工夫をしながら、国ともコミュニケーションを保ちながら対応してきております。

先ほど政策企画局長から申し上げましたとおり、死亡率についても、第7波ですと0.09%ぐらいまで下がっておりまして、色々な形でのオペレーションがうまくいってきていると考えております。

以上でございます。

○野間局長 私の方から、3ページの件で御質問がありましたので、お答えしたいと思います。

3ページにありますように、これまで感染が始まった当初におきましては、例えば例示していますが、まん延防止重点措置の区域などについては、都全体でかけることはできないということがありました。あと、飲食店が一番話題になるのですけれども、そこにつきましても時短要請をかける、20時までは可能とか、そういう決めがありました。これによって、東京都の場合は例えば飲食店で言いますと、3ページにもお示しましたが、規模が大分、他の自治体と違うところがありまして、ターミナル駅の乗降客数も違いますし飲食店の数も違う。今、コロナ感染対策リーダーというものを設定して、飲食店の方にコロナの感染防止対策をお客さんに示すなどをやっているのですが、こちらも11万人ぐらい今登録しているというような状況にあります。

こういうところで、国として大きなエビデンスというものが一番大事だと思うのですが、例えば行動制限をかけるにしても納得感が得られるようなエビデンス、もしくはエビデンスがない感染初期の状況では、エビデンスがない中で行動制限をかけられた側が納得できるような説明の仕方みたいなものが大事だと思っています。こういうものをまず示していただいて、選択肢がというお話がありましたが、その中で、この範囲であれば都道府県の知事の裁量でやっていいよというようなものをお示しいただければ、我々としても都民、それから、都の事業者の方に非常に納得感が得られるような行動制限をかけられるのかなと考えています。

防災DXにつきましては、今、東京都として被災状況を把握するようなシステムを持っています。これのできるのは人的被害と建物被害とか火災の状況、それから、区市町村の災害対処体制、避難所の開設状況など、これを区市町村に入力してもらって、東京都の災害対策本部が設置されるのですけれども、そこで把握できるようになっています。

一方で、できないものというので大きなものが道路情報、通行止めの情報等が入手できない。これは電話で入手しているような状況でございます。あと、警察ですとか消防とか自衛隊の体制、どこにどの部隊が派遣されているのかというのも把握できない。これも電話で確認しているような状況でございます。

今、できることを申し上げたのですけれども、このできるもの、人的被害とか建物被害の状況を確実に区市町村から得られることが、まず必要だと思っておりますし、今申し上げた道路情報などは、電話ではなくてシステムで把握できるような情報を早急に確立するのが必要だと思っております。

もう一つ、最近やってきたことで効果があったのが、ヘリコプターからの情報が大事になってきます。ヘリコプターも警視庁、自衛隊、海上保安庁、消防庁、それぞれの機関がヘリを飛ばすことになっています。従来ですと、災害がひどいところにそれぞれの機関が判断をしてヘリを飛ばして、そこから映像を送るということがありました。このヘリの映像を共有するような仕組みを構築しまして、今申し上げた5つの機関からのヘリを都庁の方で一元的に見られるようになっております。ですので、都庁の方で警視庁さんはここへ飛んでください、自衛隊さんはここへ飛んでください、というような指令を出すことで効率よくできるようになっております。こういうことを色々な機関でヘリだけではなく、先ほどの道路情報も部隊の配置もそうなのですけれども、柔軟に、かつ一元的にできるようにしていくことが大事だと考えています。

以上でございます。

○久我局長 それでは、デジタルを活用した業務改革の観点かと思えます。おっしゃるように業務改革はデジタルについては非常に重要だと考えております。既存の業務の流れをそのままデジタル化しても、デジタルの真の効用というのはなかなか発揮できないものだと思います。ただ、非常に難しい課題だと思っております。

11ページの行政手続のデジタル化について説明させていただきますけれども、これはどういった行政手続があるかということのを棚卸ししまして、内部的なものを除いた対都民の手続としては2万8000ありますというところで、それを3年間、2023年までに、そのうちの70%、約2万プロセスを対象にデジタル化をしていこうということでございまして、今52.7%の進捗率だということでございます。

これに併せて、当然できるだけBPRが実施できるように、既存の仕事のフローを見直しながらやるということに心がけております。さらに今までデジタルというのは当然、都は大きいので各局が主体的にデジタル化を進めているのですけれども、それに対して、デジタルサービス局の専門人材がそこに入って行って支援していいものをつくり上げていこうというスキームなのです。今までは各局からその話があるのが、例えば仕様書をつくる直前とか、既にある程度設計が進んでいる後にうちの専門人材が入っていても、なかなか真の業務改革というかBPRが達成できず、結果として、あまりUI、UXがよろしくないものとか、リリース直後にトラブルとなってしまったものとか、そういったものが生じている現状が

ございました。

それをできるだけ改善するために、できるだけその業務改革を進めていくために、上流工程から専門人材を絡めていった方がいいだろうという考えの下、今年は特に予算要求の前段から、特に来年度、どういったシステムをつくっていききたいか、アプリをつくっていききたいかというのは全部吸い上げましてヒアリングも行いまして、もっとよりよいサービスを追求して業務改革にもつながっていくような取組になるように、そういった事務の流れも変えてきたところでございます。そのような取組をやってございます。

○中村局長 最後に、コロナ関係の司令塔機能という御質問がございました。東京都はまさに実務としては、佐藤局長が健康危機管理担当局長ということで、かなり感染の初期の段階から専管の担当局長という形で設定して実務の中でやっております。あと、全庁横断的な形でコロナ対策会議も初期の段階から設定して、全庁の中での連携が取れる形という仕組みを構築してございます。あわせまして、感染症ですので専門家の御意見等々が重要でございますので、iCDCということで、専門家の先生方に分野ごとに様々な分析をしていただくような機関を設定してございます。

そういったような中で毎週、あるいは隔週ごとにモニタリング会議ということで感染動向等々、あるいは医療の動向等々を分析する、こういった会議を定期的に行う。こういう形で体制をかなり初期の段階から構築してございまして、今回、政府の中の体制も、あるところを御参考にいただいたところもあるのではないかと考えておりますので、そういった連携は密に取れるかと考えております。

大変長くなりまして恐縮です。以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、荒見委員、お願いします。

○荒見委員 名古屋大学の荒見と申します。本日はどうもありがとうございました。質問が4点あります。

1つ目が、コロナにおける医療人材の広域派遣についてです。感染拡大の規模や速度によっては都道府県間の調整が困難だということで、国が入っていく仕組みを求められているということだったと理解しましたが、なかなかイメージが具体的にわなくて、図にあるように国が介入するときには、例えばどのレベルまで国が口を出していくのか、実際は結局人材が欲しい自治体と派遣される側の自治体の間で細かいところをすり合わせていかないとできないと思うのです。国はどこに口を出すのか、とにかく出してというところに国が入っていけばいいのか、国の関わり方についてどうお考えなのかをお伺いしたいです。

2つ目は、私がまだ飲み込めていないかもしれないのですが、何度かほかの委員からも質問があった連携協議会のところですか。割と厚労省の仕組みだと何事も協議会のような場をつくって顔つなぎや何かをしてというのを、医療でも介護でも色々な分野でもやっていると思うのです。東京都では大都市事務のこともあり、公衆衛生医師さんの人事の工夫などをされている、と先ほどおっしゃっていたと思うのですが、そういう東京

都だからできる人事などを生かして、実質的にうまく回しているところが対応のメインなのか、指示権限をもっと強化し、かつ弾力的に動かすというような制度上のことが非常に重要になってくるのか、他の道府県と保健所の関係などを考えたときに、どちらの仕組みの方がより動くと考えていらっしゃるのか、その辺りをもう少し詳しく教えていただきたいです。

3つ目からがデジタルで、これは本当に私の勉強不足なので教えていただきたいのですが、ICT職をつくられたという話が先ほど説明の中でありました。この方々のキャリアパスというのはどのように考えているのか、もう少し規模の小さい都道府県だと、ICT職に限らずデジタル系の人材の職種は総務系というか、行政事務職の扱いの延長でやっていることが多いかと思うのですが、ICT職さんは東京都では技術職として位置付けられているかと思えます。その方々のキャリアパスや、今後、長く働くことを想定してそういうものを考えていらっしゃるのか、それをお伺いしたいです。

4つ目が、先ほどデジタル化が行政手続等で進んでいるというお話でした。これももう少し規模の小さい自治体などの話を聞くと、電子決裁が増えて、例えば文章を直す赤を入れるときなどに、とにかく掛け声としては電子決裁とかペーパーレスが進んでいるので印刷があまりできない、そうすると、結構漏れが出てくるとか、内部の意思決定のデジタル化のところでちゃんと見られているのか、意思疎通がなかなかうまくいかない、といった話を聞いたりするので、東京都では、この辺りの内部での業務のデジタル化のところでどのような工夫をされているのか、何かうまくいくコツがあったのかなど、そういう話があればお伺いできればと思います。

以上4点です。よろしくお願いします。

○山本委員長 それでは、田中委員、お願いします。

○田中委員 全体を整理して分かりやすく御説明いただきまして、大変ありがとうございました。1点私から質問させていただきます。

6ページの図で保健医療体制の全体像をいただいて、これにDXを重ねた内容になるのですが、これは都民の方から発熱の相談があるときに、私も都民でLINEのIDで登録をすると、すぐさま濃厚接触ではないかということでキットを送ってくださって、周りでも本当にみんなありがたいと思っていて、医療の逼迫にも貢献できるものではないかと思った次第なのです。こういうすばらしいものを東京都で構築をされてやってもらったということがありました。

9ページに今後のDXにおいて共通で利用するようなIDやポータルサイトなどの基盤は国に整備をとることがありまして、もちろんコロナとか緊急事態以外のときのことも考えますと、マイナンバーとかも活用して、国との連携とかデータ共有というのがすごく重要になってくるともちろん思いますけれども、東京都で先行してやっていたような今回の取組の中で限界を感じたところですか、あるいは国との共有と、将来にめがけておっしゃっているところでのさらなる課題というのがありましたら、教えていただきたく、よろし

くお願いします。

○山本委員長 ありがとうございます。

荒見委員から第1の質問として言われたことを私も聞きたいのですが、国が直接派遣するという場合、国が本当に積極的・能動的な役割を果たそうとすると、国が現場の情報を色々つかんでいなくてははいけませんし、それから、国が言ったことに対して都道府県が協力をしなくてはいけないと思うのですけれども、果たしてそれがうまくいくのかというのが私には想像できないところがあり、ここで国と言われているのは、具体的に国にどのような役割を期待して言われているのかをお伺いしたいと思いました。

それでは、お願いできますか。

○佐藤局長 広域派遣のところについてです。実は実例がありまして、2月に同じような状況が生じまして、第6波はある程度、地方によって感染の状況が違うという状況がございました。そのときには厚生労働省の方に音頭を取っていただいて、全国の国立病院機構の病院から、清瀬にある東京病院に人を集めていただいて、集中的に高齢者の方を診ていただきました。厚生労働省による声かけで調整がうまくいった事例です。

仮に都道府県間で調整をするとすると、感染症というのは先の状況がなかなか分からないために、なかなか難しいと思っています。むしろ厚生労働省などが自ら国立病院機構など現場の状況を見ていただいて派遣をしていただくということをやっていただきながら、具体の現場の調整はそれぞれの都道府県と国立病院機構なり都道府県間でやるということが、より適切ではないかと思っています。

それから、連携協議会の件につきまして、これは大変難しい質問だと思っています。都道府県の指示権限というのは実は入院勧告に関するものに限られていて、全体としては総合調整権でございます。総合調整権が強化されて、その部分では非常にありがたいと思っておりますが、先ほど申し上げたとおり、当然この法律に関して、様々な具体の取扱いについての通知が出ると思います。

そこは柔軟にある程度、東京都の場合、世田谷区は100万人の人口がいますけれども、その隣の渋谷区は20万人です。発熱外来では、現実には渋谷区の方は世田谷区の病院にも行きますし、世田谷区の方が渋谷区の病院に行くこともあります。東京の場合、都市が一体として活動しているというのは、今は23区に限られないことかもしれません。

例えば、何日間を療養期間にするか、なども基本的には保健所設置区市が決めるルールになっていますが、都市の一体性というか、活動の一体性、行動の一体性、経済の一体性を考えると実態に合わないわけで、各保健所の現場の意見を聞いた上で、東京都が統一的な取扱いを決めまして、各保健所に通知をするというやり方になっています。その実態と制度との狭間をどう埋めるかということが連携協議会ということになるのだろうと思うのですが、緊急時には形を優先してしまって対応が遅くなるということがないようにしなければならぬと考えています。

それから、最後の田中委員の御質問です。今、濃厚接触者の方に対しては1日5万件、

それから、有症状者の方については7万件の検査キットを配布する体制を確保しております。有症状者の方は申請していただくと翌日には届く仕組みになっています。

今は、検査キットがOTC化されていますので、都民の方には基本的には購入いただいて、備蓄をしていただいてやっていただくようお願いもしています。

システムの世界で言いますと、HER-SYSという仕組みについては様々な御批判はありながら洗練されて、私どもはHER-SYSのデータを一括して取り込みまして、全保健所でその情報を共有して入院調整などを行っていました。HER-SYSへの入力に関しては、最終的には9割近くの病院が直接入力されるという状況でした。その入力の負担が大きかったという御批判もあったわけですが、入院調整や夜間の急変に対しては、救急隊も見られるようになっておりましたので、非常によくできたシステムとして活用させていただきました。

全数届出が見直されたので、HER-SYSの代わりに東京都のシステムを使って発生届があるのと同じような状態の中でやっておりまして、希望者の方については健康観察ができる仕組みもできております。そうした意味でいうと、HER-SYSが最初に入力項目が多かったとか、色々ありましたけれども、都民・国民の命を救うという意味において、どういう方を優先的に入院させていいかどうかということについては、情報の共有システムとしての仕組み自体は非常に洗練されていたのではないかなと思います。ただ、病院が入力をする負担というのが、洗練されるまでに若干時間がかかったということはあると思います。

以上でございます。

○久我局長 ICT職のキャリアパスでございます。ICT職というのは、もう一つほかに高度専門人材を特定任期付きの最大5年の期間で採っております。本当に民間でデジタルを最先端の技術でやってきた人達を特定任期付きで採っています。それだけではなくて、デジタル化というのは行政の中身も手続もよく知った上でデジタルの知識も持っている、そういった人たちをつくっていく、あるいは採用していくのが重要だろうなと思っております。

ICT職というのは、そういう意味では事務とか土木職とか一緒に行政職になっておりまして、任期付きではなくて期限の定めのない雇用の中ですので、前提は定年まで働いていただく。その中で、各局に入って行って、各局がやっている業務も知りつつ、デジタルの知識も育成していく。専門人材と一緒にデジタル化をどんどん進めていけるというような位置付けになっておりまして、ようやく来年、もしかしたら課長級が出てくるかというところになってございます。

将来的には、今、東京都のCIOは副知事がやっておりますけれども、例えばCIO補佐官とか、そういった役職とか位置付けをつくって、そういったところを目指していただくとか、そういったキャリアパスに将来的にはつなげていきたいと思っております。

もう1点ですけれども、デジタル化が進むと、確かにこれまで紙ベースでやってきたところと違ってきますので慣れない部分、ミスが生じてくる部分もあると思います。ただ、それは一つ、慣れということと、重要なのは、デジタル化に当たりまして使い勝手をよく

する、使う人の意見をどんどん取り入れるというか、そういった意味で、今やろうとしているのはユーザーテストを企画段階から、あるいはリリースする前もやったり、リリースした後もユーザーテストをやる。使う職員がです。もし、こういうところが間違いやすいというようなことがあれば、あらかじめそういう間違いが生じないようにUI、UXを高めていく。リリース後もアジャイルと言われますけれども、使い勝手をどんどんよくするために改良を加えていくということが大切なのかなと、そういうことで、今まで紙ベースでやってきてきた人もスムーズにデジタルに対応できていくのかなと考えております。

○山本委員長 ありがとうございます。

非常に色々な御意見をいただき、また、有益なヒント等をいただいたと思いますが、時間が既に過ぎておりますので、本日はここまでとさせていただきますと思います。

東京都の皆様におかれましては、御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

次回ですけれども、第3回総会を開催する予定でございます。日程につきましては追って事務局より御連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、これもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。